

利用できるサービス

介護保険サービスの種類

介護保険サービスは、要介護の認定を受けた方と、要支援の認定等を受けた方では、利用できるサービスの内容が異なります。詳細は下記の表をご確認ください。

	種類	要支援の方の利用可否		種類	要支援の方の利用可否	
自宅を利用するサービス (訪問系サービス)	訪問介護(ホームヘルプ)	○※4	24時間対応で利用できるサービス (訪問系サービス)	定期巡回・随時対応型※1 訪問介護看護 ※「訪問系」サービス	×	
	夜間対応型訪問介護※1	×		小規模多機能型居宅介護※1 ※「訪問系」+「通所(宿泊)系」サービス	○	
	訪問入浴介護	○		看護小規模多機能型居宅介護※1 ※「訪問系」+「通所(宿泊)系」サービス	×	
	訪問看護	○		生活環境を整えるサービス	福祉用具貸与(レンタル)※3	○
	訪問リハビリテーション	○			特定福祉用具販売	○
	居宅療養管理指導	○			住宅改修	○
施設に通い泊り(利用)するサービス (通所系サービス)	通所介護(デイサービス)※定員19人以上	○※4	居住系サービス	認知症対応型共同生活介護※1 (要支援2のみ)	△	
	地域密着型通所介護※1 (小規模なデイサービス)※定員18人以下	○※4		特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)	○※2	
	療養通所介護※1 (看護師の観察が必要な方のデイサービス)	×		地域密着型特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)※1	×	
	認知症対応型通所介護※1 (認知症対応型デイサービス)	○	施設系サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	×	
	通所リハビリテーション (デイケア)	○		地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護※1	×	
	短期入所生活介護 (福祉施設のショートステイ)	○		介護老人保健施設	×	
	短期入所療養介護 (医療施設等のショートステイ)	○		介護医療院	×	

※1「地域密着型サービス」です。地域密着型サービスは、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるようにつくられたサービスです。原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。
 ※2 入居時要介護の方のみを対象とした施設もあります。
 ※3 軽度者(要介護1・要支援の方)は、一部利用対象外の種目があります。
 ※4 要支援の方が利用できる訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護は、「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービスになりました。

介護予防・生活支援サービス事業一覧

【対象者:要支援1~2、事業対象者】

国の類型	横浜市サービス名称	事業概要
旧介護予防 訪問介護・通所介護に 相当するサービス	横浜市訪問介護 相当サービス	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防訪問介護に相当するサービス(訪問介護員等によるサービス)を実施します。
	横浜市通所介護 相当サービス	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防通所介護に相当するサービス(通所介護事業者の従事者によるサービス)を実施します。
緩和した基準による サービス(サービスA)	横浜市訪問型 生活援助サービス	必ずしも専門的なサービスが必要でない方に、訪問介護員等に加えて、一定の研修修了者又は入居的研修修了者が、掃除、洗濯、調理、買い物などの生活援助を行います。
住民主体による支援 (サービスB)	横浜市 訪問型支援	住民主体のボランティア等が定期的にご自宅に訪問し、掃除、洗濯、調理、買い物など、日常生活の支援を行います。
	横浜市 通所型支援	住民主体のボランティア等が行う地域のサロンなどで、体操や趣味の活動など介護予防につながる活動に参加できます。
その他の 生活支援サービス	横浜市 配食支援	住民主体のボランティア等が定期的にご自宅に訪問し、栄養改善を目的とした配食などを行います。
	横浜市 見守り支援	住民主体のボランティア等が定期的にご自宅に訪問し、安否確認や見守りを行います。
短期集中予防 サービス(サービスC)	横浜市訪問型 短期予防サービス	早期介入による閉じこもり予防・改善、社会参加の促進、介護予防を目的に、区福祉保健センターの看護師、保健師が3~6か月の短期間、訪問して支援を行います。本人の状態にあわせて、運動機能の維持・改善や健康管理のための支援、地域の通いの場等多様なサービスへの参加支援などを行います。

※5 要支援者・事業対象者のときから継続して利用する要介護者も利用することができます。

主なサービスの内容については情-18ページから情-29ページの介護保険で利用できるサービスと自己負担額の目安をご覧ください。また、自己負担額の目安は、1割負担の方を例として計算しており、事業所の体制等による加算分は含まれていません。報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

利用できるサービス

自宅で利用するサービス

要介護1~5の方

訪問介護(ホームヘルプ)

自宅を訪問するホームヘルパー(訪問介護員)により、入浴・排せつ・食事の介助等の身体介護、掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助が受けられるサービスです。

<自己負担の目安>

身体介護 中心の利用	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	以降 30分ごと
		182円	272円	431円	631円

身体介護に 引き続き 生活援助を利用	20分以上 45分未満	45分以上 70分未満	70分以上
		73円	145円

生活援助中心の 利用	20分以上 45分未満	45分以上
		199円

◇身体介護を中心に「30分以上60分未満」利用した後に、引き続き生活援助を「20分以上45分未満」利用した場合の自己負担は504円(431円+73円)です。
 ※「生活援助中心の利用」を45分以上、または「身体介護に引き続き生活援助を利用」を70分以上利用する場合、自己負担額は定額となります。
 ※早朝や深夜など、サービスを利用する時間帯により、自己負担が1.25倍~1.5倍になります。

通院等乗降介助

通院時の車への乗降の介助と運転がホームヘルパー(訪問介護員)1人により行われるサービスです。

<自己負担の目安>

片道	108円
----	------

◇運賃は別途自己負担です

要支援1・2、事業対象者の方

横浜市訪問介護相当サービス (ホームヘルプ)

自宅を訪問するホームヘルパー(訪問介護員)により、入浴・排せつ・食事の介助等の身体介護、掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助が受けられるサービスです。

<自己負担の目安>

利用回数(1か月)	要支援1	要支援2 事業対象者
週1回程度	1,308円	1,308円
週2回程度	2,612円	2,612円
週2回を超える場合		4,145円

横浜市訪問型生活援助サービス

自宅を訪問する従事者(一定の研修又は入居的研修の修了者等)により、掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助が受けられるサービスです。

<自己負担の目安>

利用回数(1か月)	要支援1	要支援2 事業対象者
週1回程度	1,177円	1,177円
週2回程度	2,351円	2,351円
週2回を超える場合		3,730円

- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
- 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

- 生活援助は利用者が自分で家事をするのが難しく、家族や地域からの支援が受けられない場合などに利用できます。
- 本人の日常生活の援助の範囲を超える場合は、介護給付の対象とはなりません。

例：①「直接本人の援助」に該当しない行為、例えば、家族の分の洗濯・調理・買い物・部屋の掃除、来客の応接、自家用車の洗車など
 ②「日常生活の援助」に該当しない行為、例えば、庭の草むしり、ペットの世話、大掃除、窓ガラス磨き、家屋の修理、ペンキ塗り、園芸、正月等のために特別な手間をかけて行う調理など

Point

自己負担の目安の計算方法は？

各サービスの単位数に、横浜市の地域区分単価(右表)をかけ、1割負担の方を例として自己負担額として計算しています。
 ※印のサービスの「自己負担の目安」は、30日間利用した場合で、算出しています。

単位数×横浜市の地域区分単価×0.1=自己負担額

サービス種類(予防、地域密着を含む)	地域区分単価
居宅療養管理指導 福祉用具貸与	10円
通所介護 地域密着型通所介護 短期入所療養介護 ※介護老人福祉施設 ※特定施設入居者生活介護 ※認知症対応型共同生活介護 ※介護老人保健施設 ※地域密着型特定施設入居者生活介護 ※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※介護医療院	10.72円
訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	10.88円
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援	11.12円

利用できるサービス

利用できるサービス

要介護1～5の方(要支援1・2の方は利用できません)

夜間対応型訪問介護 密着

夜間の定期的な巡回による訪問介護サービスに加え、随時、利用者の求めに応じて、利用者宅を訪問します。また、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを提供します。

利用者 ← 定期巡回 ← 定期巡回スタッフ
 事務所 ← 連絡 ← 常駐オペレーター
 事務所 ← 随時訪問 ← 随時訪問スタッフ

援助を必要とする状態になった時に簡単に通報できるケアコール端末が配布されます。

<自己負担の目安>

オペレーションサービス	1か月	1,100円
定期巡回サービス	1回	414円
随時訪問サービス(Ⅰ)	1回	631円

要介護1～5の方

訪問入浴介護

看護職員と介護職員が自宅を訪問し、持参した浴槽によって、入浴の介護を行うサービスです。

<自己負担の目安>

1回あたり 1,408円

◇全身入浴が困難で、清拭や部分浴を利用の場合は、1回あたり1,267円です。

要支援1・2の方

介護予防訪問入浴介護

看護職員と介護職員が自宅を訪問し、持参した浴槽によって、入浴の介護を行うサービスです。

<自己負担の目安>

1回あたり 952円

◇全身入浴が困難で、清拭や部分浴を利用の場合は、1回あたり857円です。

要介護1～5の方

訪問看護

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、定期的に自宅を訪問する看護師等による、健康チェック、療養上の世話や診療の補助等を受けられるサービスです。

<自己負担の目安>

1回の提供時間	20分未満※1	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上※2
サービス区分					
訪問看護ステーション	350円	524円	916円	1,255円	1,588円
病院または診療所	296円	444円	639円	939円	1,273円

※1 「20分未満」は、他に週1回以上20分以上の訪問看護を実施している場合算定できます。
 ○早朝や深夜など、サービスを利用する時間帯により、自己負担が1.25～1.5倍になります。
 ※2 特別管理加算の対象の方で、訪問看護の所要時間を通算した時間が90分以上となるときに算定します。

要支援1・2の方

介護予防訪問看護

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、定期的に自宅を訪問する看護師等による、健康チェック、療養上の世話や診療の補助等を受けられるサービスです。

●1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
 ●2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

密着 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

利用できるサービス

要介護1～5の方

訪問リハビリテーション

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、自宅を訪問した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による、リハビリテーションを受けられるサービスです。

<自己負担の目安>

1回あたり 336円

◇利用にあたってリハビリテーション実施計画が作成され、集中的にリハビリが行われた場合は、1回あたり218円加算されます。

要介護1～5の方

居宅療養管理指導

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、自宅を訪問した医師、歯科医師、薬剤師等による、療養上の管理や指導、助言等を受けられるサービスです。また、ケアマネジャーに対し、ケアプラン策定に必要な情報提供が行われます。

<自己負担の目安>

利用回数	医師	歯科医師	医療機関の薬剤師	薬局の薬剤師	管理栄養士	歯科衛生士等
1回あたり	515円	517円	566円	518円	545円	362円
単一建物居住者 2～9人の場合	487円	487円	417円	379円	487円	326円
利用限度回数	月2回	月2回	月2回	※月4回	月2回	月4回

※がん末期の方、または中心静脈栄養を受けている方については、週2回月8回まで算定できます。

要支援1・2の方

介護予防訪問リハビリテーション

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、自宅を訪問した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による、リハビリテーションを受けられるサービスです。

<自己負担の目安>

1回あたり 325円

◇利用にあたってリハビリテーション実施計画が作成され、集中的にリハビリが行われた場合は、1回あたり218円加算されます。

要支援1・2の方

介護予防居宅療養管理指導

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、自宅を訪問した医師、歯科医師、薬剤師等による、療養上の管理や指導、助言等を受けられるサービスです。また、地域包括支援センター等に対し、ケアプラン策定に必要な情報提供が行われます。

●1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
 ●2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

利用できるサービス

利用できるサービス 施設に通い(泊り)利用するサービス

要介護1~5の方

通所介護(デイサービス)

定員19人以上のデイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられるサービスです。

<自己負担の目安>

1日あたり 8時間以上 9時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	718円	848円	981円	1,116円	1,252円



◇通常規模の通所介護事業所を8時間以上9時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

地域密着型通所介護(デイサービス) 密着

定員18人以下のデイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられるサービスです。

<自己負担の目安>

1日あたり 8時間以上 9時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	840円	992円	1,150円	1,308円	1,464円



◇8時間以上9時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

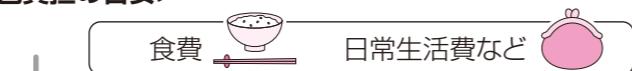
要介護1~5の方(要支援1・2の方は利用できません)

療養通所介護 密着

難病等を有する重介護者やがん末期により、常に看護師による観察が必要な方を対象に、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられるサービスです。

<自己負担の目安>

1月あたり	(区分なし)
	13,706円



◇身体状態により利用できる方が限られます。

- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
- 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

密着 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

..... 利用できるサービス

要介護1~5の方

認知症対応型通所介護 密着

認知症の方を対象に、少人数で家庭的な雰囲気の中、入浴や食事の介助、機能訓練やレクリエーションなどを受けられるサービスです。

<自己負担の目安>

1日あたり8時間以上9時間未満

要介護1	1,117円
要介護2	1,237円
要介護3	1,358円
要介護4	1,482円
要介護5	1,602円



◇単独型認知症対応型通所介護事業所を8時間以上9時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

要介護1~5の方

通所リハビリテーション(デイケア)

心身の機能の維持・向上のために主治医が必要と認める場合、介護老人保健施設、病院・診療所等へ通い、リハビリテーションや入浴・食事等の日常生活上の介護を受けられるサービスです。



<自己負担の目安>

1日あたり 7時間以上 8時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	829円	983円	1,138円	1,322円	1,501円



◇通常規模の通所リハビリテーション事業所を7時間以上8時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

◇このほか、リハビリテーション実施計画により、短期間に集中的なリハビリを行った場合や、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

密着 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

要支援1・2の方

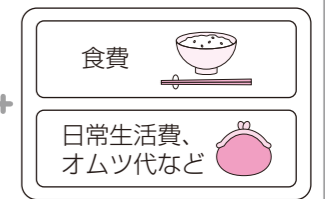
介護予防認知症対応型通所介護 密着

認知症の方を対象に、少人数で家庭的な雰囲気の中、入浴や食事の介助、機能訓練やレクリエーションなどを受けられるサービスです。

<自己負担の目安>

1日あたり8時間以上9時間未満

要支援1	967円
要支援2	1,079円



◇単独型認知症対応型通所介護事業所を8時間以上9時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

要支援1・2の方

介護予防通所リハビリテーション

心身の機能の維持・向上のために主治医が必要と認める場合、介護老人保健施設、病院・診療所等へ通い、リハビリテーションや入浴・食事等の日常生活上の介護を受けられるサービスです。

利用料は1か月単位の定額料金で、利用できる事業所は1か所のみです。

<自己負担の目安>

1か月あたり	共通的サービス	栄養改善加算	口腔機能向上加算
要支援1	2,468円	218円	169円
要支援2	4,600円	218円	169円



◇「送迎サービス」や「入浴サービス」の費用は共通的服务に含まれます。

- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
- 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

利用できるサービス

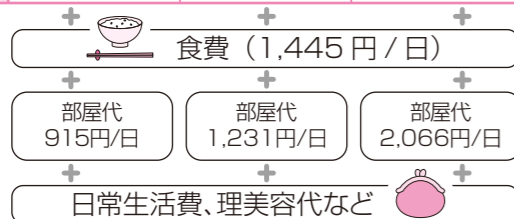
要介護1~5の方

短期入所生活介護
(福祉施設でのショートステイ)

家庭における介護が一時的に困難になったときなどに、福祉施設に短期間滞在し、食事や着替え、入浴などの日常生活の介護やレクリエーション等を受けるサービスです。滞在する部屋の種類によって利用料金が異なります。

<自己負担の目安>

1日あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設 なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の 個室
要介護1	656円	656円	766円
要介護2	732円	732円	840円
要介護3	811円	811円	922円
要介護4	887円	887円	999円
要介護5	962円	962円	1,074円



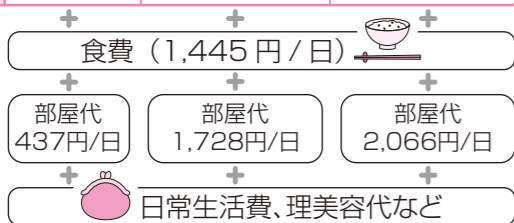
要介護1~5の方

短期入所療養介護
(老健施設・病院等でのショートステイ)

家庭における介護が一時的に困難になったときなどに、介護老人保健施設や医療施設等に短期間滞在し、医師や看護師、理学療法士などから、医学的管理のもと、機能訓練や生活支援などを受けるサービスです。滞在する部屋の種類によって利用料金が異なります。

<自己負担の目安>

1日あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設 なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の 個室
要介護1	890円	808円	897円
要介護2	944円	859円	947円
要介護3	1,012円	927円	1,017円
要介護4	1,069円	984円	1,076円
要介護5	1,128円	1,041円	1,132円



◇送迎サービスを利用した場合は、片道198円~201円が加算されます。
◇オムツ代は介護保険に含まれます。
※食費・部屋代は国が示す標準的な金額です。具体的な料金は各施設にお問い合わせください。(情-35ページ)
※収入の少ない方には、食費や部屋代が軽減される制度があります。(情-35、情-38ページ)

- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
- 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

密着 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

要支援1・2の方

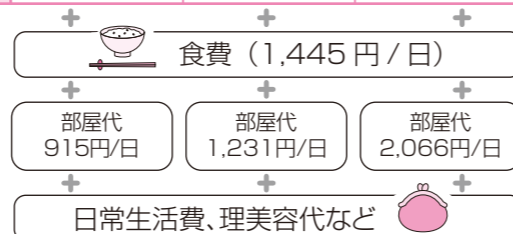
介護予防短期入所生活介護

家庭における介護が一時的に困難になったときなどに、福祉施設に短期間滞在し、生活機能の低下を招かないようにサービスが提供されます。



<自己負担の目安>

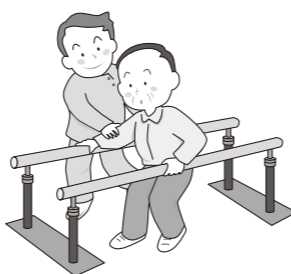
1日あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設 なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の 個室
要支援1	491円	491円	576円
要支援2	611円	611円	714円



要支援1・2の方

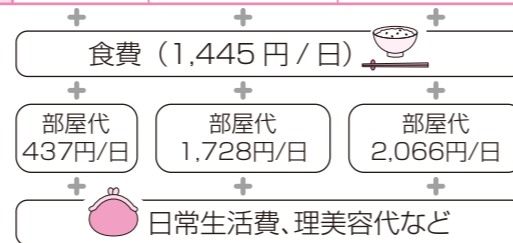
介護予防短期入所療養介護

家庭における介護が一時的に困難となったときなどに、介護老人保健施設や医療施設等に短期間滞在し、医師や看護師、理学療法士などから、医学的管理のもと、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けるサービスです。



<自己負担の目安>

1日あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設 なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の 個室
要支援1	658円	621円	669円
要支援2	830円	779円	846円

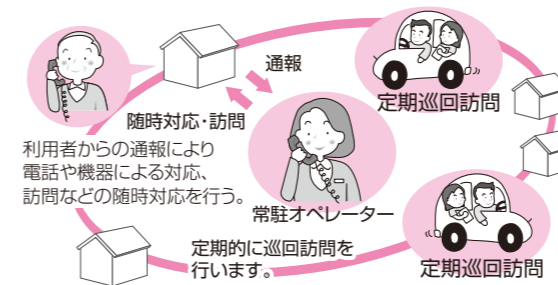


24時間対応で利用できるサービス

要介護1~5の方(要支援1・2の方は利用できません)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 密着

24時間訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応・訪問を行うサービスです。利用できる事業所は原則1か所のみです。



<自己負担の目安>

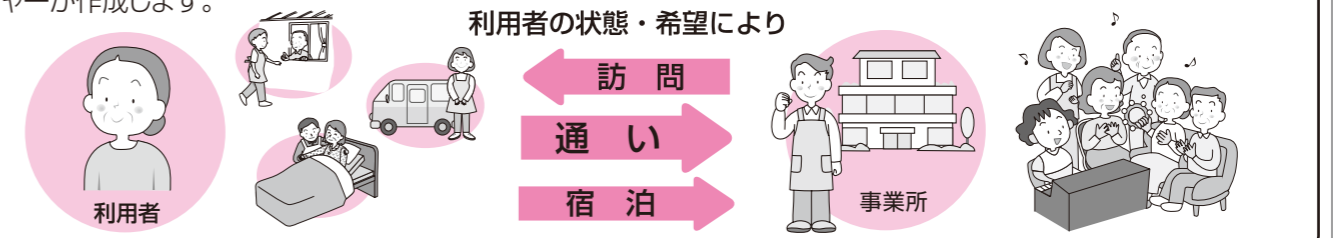
1か月あたり	介護・看護利用	介護利用
要介護1	8,836円	6,056円
要介護2	13,804円	10,809円
要介護3	21,071円	17,948円
要介護4	25,974円	22,704円
要介護5	31,468円	27,458円

要介護1~5の方

小規模多機能型居宅介護 密着

利用者の住み慣れた地域で、事業所への通いサービスを中心に、スタッフが利用者宅を訪問したり、事業所に宿泊したりすることができるサービスです。

訪問や宿泊のサービスは、通いでなじみのあるスタッフにより提供されます。利用料は1か月単位の定額料金(別途、宿泊費等がかかります)で、利用できる事業所は1か所のみです。なお、このサービスを利用している間は、訪問介護(ホームヘルプ)や通所介護(デイサービス)、短期入所生活介護・療養介護(ショートステイ)など一部の居宅サービスと他の地域密着型サービスの利用はできません。また、ケアプランについては、事業所に所属しているケアマネジャーが作成します。



<自己負担の目安>

1か月あたり	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	11,379円	16,723円	24,327円	26,849円	29,604円

+ 食費、宿泊費、日常生活費など

<自己負担の目安>

1か月あたり	要支援1	要支援2
	3,754円	7,586円

+ 食費、宿泊費、日常生活費など

要介護1~5の方(要支援1・2の方は利用できません)

看護小規模多機能型居宅介護(旧名称:複合型サービス) 密着

事業所への「通い」によるサービスを中心に、利用者の状況や希望により、「訪問」、「宿泊」サービスを柔軟に提供する小規模多機能型居宅介護と、訪問看護を組み合わせたサービスです。利用できる事業所は原則1か所のみです。また、ケアプランについては、事業所に所属しているケアマネジャーが作成します。



<自己負担の目安>

1か月あたり	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	13,543円	18,948円	26,636円	30,210円	34,172円

+ 食費、宿泊費、日常生活費など

○登録者数 最大29人 ○通いの利用者 最大18人 ○宿泊の利用者 最大9人
どのサービスを利用してもなじみの職員によるサービスが受けられる

- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
- 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

密着 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

利用できるサービス 生活環境を整えるサービス

要介護1～5の方	要支援1・2の方
福祉用具貸与(レンタル)	介護予防福祉用具貸与(レンタル)
日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。	介護予防につながる自立した生活を送れるよう福祉用具の貸与が受けられます。
貸与の対象(13種類) ■介護付有料老人ホームやグループホームにお住いの場合は、原則として利用できません。	
<p>1 車いす *自走用、介助用、普通型電動車いす</p> <p>2 車いす付属品 *クッション、電動補助装置等</p> <p>3 特殊寝台 *背の角度を調整できるもの、ベッドの高さを調整できるもの等</p> <p>4 特殊寝台付属品 移動用バー、マットレス、サイドレール、テーブル、介助用ベルト、スライディングボード・マット</p> <p>5 床ずれ防止用具 *エアマット、ウォーターマット等</p> <p>6 体位変換器 *起き上がり補助装置等含む</p> <p>7 認知症老人徘徊感知機器 *離床センサー等含む</p> <p>8 移動用リフト *階段移動用リフト等含む</p> <p>9 自動排泄処理装置 *交換可能部品を除く</p>	<p>10 手すり *取付けに工事不要のもの</p>
<p>※1～8は一定の例外となる場合を除き、要支援1・2、要介護1の方は利用できません。 ※9自動排泄処理装置のうち便を吸引する機能がある装置については、一定の例外となる場合を除き、要支援1・2、要介護1～3の方は利用できません(尿を吸引する装置は利用できます)。</p>	
<p>令和6年4月以降、レンタルと購入を選択できます。</p> <p>11 スロープ *取付けに工事不要のもの</p> <p>12 歩行器 *購入は、車輪のあるものを除く</p> <p>13 歩行補助つえ *購入は、松葉つえを除く</p>	
<自己負担の目安>	
貸与金額の1割(一定以上の所得がある場合は2割または3割) ※貸与金額は、用具の種類・品目、業者によって異なります。	

要介護1～5の方	要支援1・2の方
特定福祉用具販売(購入)	特定介護予防福祉用具販売(購入)
日常生活の自立を助けるため、特定の種類の福祉用具を指定事業者から購入した場合に購入費の一部が払い戻されます。	日常生活の自立を助けるため、特定の種類の福祉用具を指定事業者から購入した場合に購入費の一部が払い戻されます。
購入の対象(9種類) ■指定事業者からの購入でなければ戻しを受けられません。 ■介護付有料老人ホームやグループホームにお住いの場合は、原則として利用できません。	
<p>14 腰掛便座 *便座の底上げ部材等を含む</p> <p>15 自動排泄処理装置の交換可能部品 *レシーバー、チューブ、タンク等</p> <p>16 入浴補助用具 *入浴用いす、浴槽内いす、入浴台・入浴用介助ベルト等</p> <p>17 簡易浴槽</p> <p>18 移動用リフトのつり具</p> <p>19 排泄予測支援機器</p>	
原則として同じ種類のものは重複して購入できません。	
<自己負担の目安>	
<p>購入金額の1割 一定以上の所得がある場合は2割または3割</p> <p>戻し限度額: 1割負担の場合は9万円(年間) (購入金額が10万円を超えた場合、超えた分については全額自己負担です。)</p>	<p style="text-align: center;">申請に必要な書類</p> <p>①申請書(区役所保険年金課にて配布) ②領収書 ③福祉用具が必要である理由の分かるもの (申請書への記載、理由書、居宅サービス計画、福祉用具販売計画のいずれか) ④当該福祉用具のパンフレット等(福祉用具の概要が記載されている書類) ※排泄予測支援機器は、上記①～④のほか、医学的な所見の確認書面や排泄予測支援機器確認調書が必要です。</p>

..... 利用できるサービス

要介護1～5の方	要支援1・2の方
住宅改修	介護予防住宅改修
在宅の要介護者等が、自宅で生活を続けられるように住宅の改修を行った場合に、20万円を限度に払った金額の一部が払い戻されます。	
<p>対象となる工事</p> <p>①手すりの取付け ②段差又は傾斜の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床、通路面の材料の変更 ④引き戸などへの扉の取替え(扉の撤去、扉の新設[取替えに比べ費用が低廉な場合]を含む) ⑤和式便器などから洋式便器への便器の取替え ⑥上記①～⑤の工事に付帯して必要と認められる工事 ・手すり取付けのための壁の下地補強 ・浴室、便所工事に伴う給排水設備の工事 ・スロープ設置に伴う転落、脱輪防止のための柵等の設置 ・扉取替えに伴う壁又は柱の改修 など</p>	<p>申請に必要な書類(受領委任払いでない場合)</p> <p>[工事前]</p> <p>①申請書(区役所保険年金課にて配布) ②見積書及び見積額内訳書 ③住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャーが作成しない場合は区役所高齢・障害支援課に相談してください。) ④工事施工前の写真 ⑤住宅改修後の完成予定の状態が分かるもの(写真・図など) ⑥住宅改修に関する承諾書及び賃貸契約書の写し(お住まいが借家の場合)</p> <p>[工事完成後]</p> <p>①領収書及び工事内訳書 ②改修後の写真</p>
<p>(1) 工事を始める前に、申請書類を揃えて区役所保険年金課に申請します。保険年金課より発行される『住宅改修に関するお知らせ』を受け取った後に工事を開始します。 (2) 工事完了後、いったん費用の全額を事業者を支払った後、領収書等必要な書類を添えて区役所保険年金課に提出し保険給付分が払い戻されます。</p> <p>■有料老人ホームやグループホーム、サービス付き高齢者向け住宅など高齢者向けの施設・住居にお住まいの場合は、原則として利用できません。</p>	
受領委任払い制度について	
<p>住宅改修は、利用者が費用の全額(保険給付分+自己負担分)をいったん支払い、後から限度額の範囲内で、一部(保険給付分)の戻しを受ける仕組みですが、横浜市では自己負担分のみを事業者を支払うだけで改修ができる、受領委任払いの制度があります。 この制度は市に登録した住宅改修事業者の行う改修が対象です。登録事業者の名簿は、横浜市のホームページに掲載しています。また、区役所高齢・障害支援課及び保険年金課でも閲覧できます。</p>	
横浜市介護保険住宅改修名簿 検索	
<自己負担の目安>	
改修費用の1割(一定以上の所得がある場合は2割または3割) 戻し限度額: 1割負担の場合は18万円	
※改修費用の限度額は現住宅につき20万円です。	
転居した場合や「介護の必要の程度(*)」が3段階以上上がった場合は、再度利用できます(限度額20万円)。 (*)要介護1と要支援2は同じ段階とみなします。	

利用できるサービス

利用できるサービス 居住系サービス

要介護1～5の方

認知症対応型共同生活介護 密着

認知症の方が家庭的な雰囲気の中で、5～9人で共同生活を送りながら、日常生活の介護を受けます。居室、居間、食堂、浴室などを備え、利用者がそれぞれ役割をもって家事をするなどして、認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活が送れるようになることを目指します。
※ユニット数により負担額が異なります。

<自己負担の目安>

1か月あたり	1ユニット	2ユニット以上
要介護1	24,603円	24,217円
要介護2	25,761円	25,342円
要介護3	26,500円	26,114円
要介護4	27,047円	26,629円
要介護5	27,626円	27,176円

食費 + 部屋代、管理費、水光熱費など + 日常生活費、オムツ代、理美容代など

要介護1～5の方

特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム等に入居し、食事・入浴・排せつなどに関わる介護やリハビリが受けられます。なお、短期利用(30日上限)を提供する施設もあります。

<自己負担の目安>

1か月あたり	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	17,431円	19,586円	21,837円	23,927円	26,146円

管理費 食費 + 水光熱費、家賃相当額、日常生活費、オムツ代、理美容代など

要支援2の方

介護予防認知症対応型共同生活介護 密着

認知症の方が家庭的な雰囲気の中で共同生活するとともに、スタッフが日常生活上の支援とともに生活機能向上にも配慮したサービスを提供します。
※要支援1の方は利用できません。
※ユニット数により負担額が異なります。

<自己負担の目安>

1か月あたり	1ユニット	2ユニット以上
要支援2	24,474円	24,088円

食費 + 部屋代、管理費、水光熱費など + 日常生活費、オムツ代、理美容代など

要支援1・2の方

介護予防特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム等に入居し、スタッフから日常生活上の支援を受けるとともに、生活機能向上にも配慮したサービスの提供を受けます。

<自己負担の目安>

1か月あたり	要支援1	要支援2
	5,886円	10,066円

管理費 食費 + 水光熱費、家賃相当額、日常生活費、オムツ代、理美容代など

要介護1～5の方 (要支援1・2の方は利用できません)

地域密着型特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等) 密着

定員29人以下の小規模で運営される介護付有料老人ホーム等(介護専用型特定施設)で、少人数の入居者に対し、特定施設入居者生活介護と同様のサービスが提供されます。

<自己負担の目安>

1か月あたり	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	17,560円	19,747円	22,030円	24,120円	26,372円

管理費 水光熱費 家賃相当額 + 日常生活費、オムツ代、理美容代など

- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
- 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

密着 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

利用できるサービス 施設系サービス

原則要介護3～5の方(要支援1・2の方は利用できません)

要介護1・2の方は、特例入所の制度があります。(下記参照)

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活の世話、機能訓練、健康管理および療養上の支援を行う施設です。

地域密着型介護老人福祉施設 密着 入所者生活介護

定員29人以下の小規模で運営される特別養護老人ホームです。少人数の入居者に対し、特別養護老人ホームと同様のサービスが提供されます。

<自己負担の目安>

1か月あたり	【介護老人福祉施設】 多床室 (定員二人以上)	【介護老人福祉施設】 従来型個室 リビング併設なしの個室	【介護老人福祉施設】 ユニット型個室 リビング併設の個室	【地域密着型老人福祉施設】 ユニット型個室 リビング併設の個室
要介護1	18,943円	18,943円	21,548円	21,934円
要介護2	21,194円	21,194円	23,799円	24,217円
要介護3	23,542円	23,542円	26,211円	26,629円
要介護4	25,793円	25,793円	28,494円	28,977円
要介護5	28,012円	28,012円	30,713円	31,228円

食費 (43,350円/月)
+ 部屋代 27,450円/月 + 部屋代 36,930円/月 + 部屋代 61,980円/月 + 部屋代 61,980円/月
+ 日常生活費、理美容代など



◇このほかに、施設の提供するサービスや利用者が選択するサービスによって費用が追加されます。
◇オムツ代は介護保険に含まれます。
※食費・部屋代は国が示す標準的な金額です。具体的な料金は各施設にお問い合わせください。(情-35ページ)
※収入の少ない方には、食費や部屋代が軽減される制度があります。(情-35、情-38ページ)

- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
 - 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。
- 密着 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

特例入所制度について

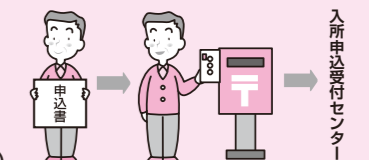
平成27年4月より、特別養護老人ホームは原則要介護3以上の方を対象とした施設になりましたが、要介護1・2の方でも以下の要件に該当する場合は、特例的に入所が認められます。

- ア 認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難である。
 - イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難である。
 - ウ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心確保が困難な状態である。
 - エ 単身世帯または同居家族が高齢・病弱である若しくは育児・就労等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、居宅において日常生活を営むことが困難である。
 - オ 上記以外の理由により、在宅で生活することが著しく困難であり、特別養護老人ホームへの入所が必要と思われる。
- 要介護1・2の方で入所を希望される方は、入所申込書に記載されている特例入所要件の該当欄にチェックを入れ、お申込みください。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所申込方法

申込は、「入所申込受付センター」で一括して受け付けます。
区役所高齢・障害支援課、地域ケアプラザ、各特別養護老人ホーム、健康福祉局高齢施設課等で配布している申込書にご記入の上、下記へご郵送ください。

〈申込先〉〒233-0002 港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー14階
特別養護老人ホーム入所申込受付センター(高齢者施設・住まいの相談センター内)
電話 045-840-5817 FAX 045-840-5816



高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設・住まいに関する相談窓口として、「高齢者施設・住まいの相談センター」を設置しています。専門の相談員が個別・具体的な相談に乗ったり、施設の基本情報・入所待ち状況などの様々な情報を提供しています。

- ◇窓口 …… 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 14階
電話 045-342-8866 FAX 045-840-5816
- ◇相談受付時間(要予約) …… 月～金 9:00～17:00(土日・祝祭日、年末年始は休み)
※一部の土曜日のみ予約相談受付(申込書の受付は行いません。)
- ◇提供する施設情報 …… 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・グループホーム・軽費老人ホーム等

利用できるサービス

利用できるサービス

要介護1～5の方(要支援1・2の方は利用できません)

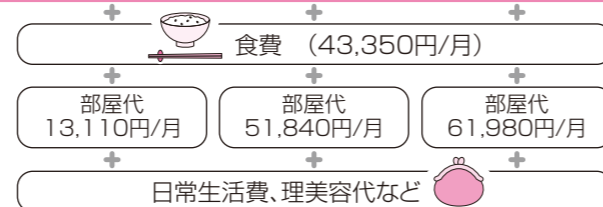
介護老人保健施設

利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活動作のリハビリ等を行いながら、在宅生活復帰をめざす施設です。在宅生活の復帰を目的としているため、退所して家庭での生活ができるか定期的に検討します。また病状により入院治療の必要が認められる場合は、適切な医療機関を紹介します。



<自己負担の目安>

1か月あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の個室
要介護1	25,503円	23,059円	25,793円
要介護2	27,111円	24,538円	27,272円
要介護3	29,202円	26,629円	29,362円
要介護4	30,906円	28,398円	31,131円
要介護5	32,546円	29,974円	32,739円



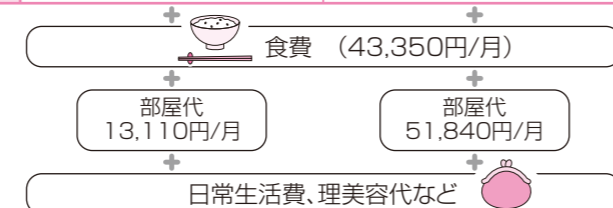
介護医療院

介護保険法の改正により、平成30年4月から新たに創設されました。慢性期の医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。



<自己負担の目安>I型

1か月あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設なしの個室
要介護1	26,790円	23,188円
要介護2	30,327円	26,758円
要介護3	38,014円	34,412円
要介護4	41,262円	37,692円
要介護5	44,220円	40,618円



◇このほかに、施設の提供するサービスや利用者が選択するサービスによって費用が追加されます。◇オムツ代は介護保険に含まれます。
※食費・部屋代は国が示す標準的な金額です。具体的な料金は各施設にお問い合わせください。(情-35ページ)
※収入の少ない方には、食費や部屋代が軽減される制度があります。(情-35、情-38ページ)

介護老人保健施設および介護医療院の入所申込方法

各施設が定めた所定の申込書を各施設から入手し、直接施設に申し込みます。

入所したい施設へ相談
サービス内容について説明を受けます

入所申込

契約



- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
- 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

密着 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

サービスの利用者負担について

介護保険サービスを利用したときは、利用者負担割合*に応じたサービス費用を支払います。

サービス費用以外に食費・部屋代を負担します。食費・部屋代などは、利用する時の契約により決まるため、事業者ごとに異なります。

① 在宅サービス
② 地域密着型サービス を利用した場合(要支援1・2、要介護1～5共通)

訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護
訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導など

サービス費用

通所介護
通所リハビリテーション など

サービス費用

食費

日常生活費

短期入所生活介護(ショートステイ)
短期入所療養介護

サービス費用

食費

部屋代

日常生活費
(理美容代など)
※

小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護 など

サービス費用

食費

部屋代

日常生活費

③ 施設サービスを利用した場合
(介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)については原則要介護3以上、その他の施設サービスについては要介護1～5)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
介護老人保健施設・介護医療院

サービス費用

食費

部屋代

日常生活費
(理美容代など)
※

※ショートステイと施設サービスについてはオムツ代の負担はありません。

特別なサービスを受けるときは別に利用者負担があります。

- ・特別なサービスを利用する場合には、保険分の負担とは別に利用者負担が必要となることがあります。
(例) 介護保険対象外のサービスや、自身のケアプランにないサービスを利用するときなど
(利用者と事業者が介護保険外サービスを契約の上、全額利用者負担でサービスを利用します。)

*利用者負担割合は情-31ページを参照してください。

ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成

ユニット型特別養護老人ホームに入居する際の施設居住費について、対象者の方に一部助成します。今後、手続き等の詳細が決まりましたら、市HPに掲載します。

<対象サービス> 特別養護老人ホーム

助成対象要件	軽減内容
<ul style="list-style-type: none"> ・収入：介護保険料の保険料段階が第5段階から第7段階相当 ・資産：単身世帯で金融資産が500万円(配偶者がいる場合は夫婦の合計額が1,500万円)以下 ※上記すべての要件に該当すること 	ユニット型特別養護老人ホームの居住費の一部として月額696円を軽減します。

利用できるサービス/サービスの利用者負担について